

# 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護[ユニット型]

## 地域密着型特別養護老人ホームふるる 運営規程

### 第1章 総則

(目的及び基本方針)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人幸和会が設置する地域密着型特別養護老人ホームふるる（以下「施設」という）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

- 2 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。
- 3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、豊中市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。
- 4 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 地域密着型特別養護老人ホームふるる
- (2) 所在地 豊中市浜3丁目8番4号

(入居定員)

第3条 施設の入居定員は29名とする。

(ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第4条 ユニット数；3

ユニット入居定員；10名（1ユニットのみ9名）

Bユニット 9名 Cユニット 10名 Dユニット 10名

### 第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第5条 施設に次の職員を置く。 (令和7年7月1日現在)

- (1) 管理者 1名(常勤)
- (2) 事務員 1名以上(常勤)
- (3) 生活相談員 1名(常勤)
- (4) 介護職員 20名以上(常勤10名以上、非常勤10名以上)
- (5) 看護職員 1名(常勤)

- |             |         |
|-------------|---------|
| (6) 機能訓練指導員 | 1名(常勤)  |
| (7) 介護支援専門員 | 1名(常勤)  |
| (8) 医師      | 1名(非常勤) |
| (9) 管理栄養士   | 1名(常勤)  |

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員をおくことができる。

(職務)

第6条 職員の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長(管理者)  
施設の業務を統括する。管理者に事故あるときは、理事長の指名するものが職務を代行する。
- (2) 事務員  
施設の庶務、会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員  
入居者の入退居、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (4) 介護職員  
入居者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (5) 看護職員  
入居者の看護、保健衛生の業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員  
入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員  
入居者の介護支援に関する業務に従事する。計画作成に関する業務に従事する。
- (8) 医師  
利用者の診察及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (9) 管理栄養士  
給食管理、入居者の栄養指導に従事する。

(会議)

第7条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

- (1) ケアカンファレンス
- (2) リスクマネジメント委員会
- (3) 給食会議
- (4) 身体拘束廃止委員会
- (5) 感染症対策委員会
- (6) 運営推進会議
- (7) 入所選考委員会
- (8) 高齢者虐待防止委員会
- (9) 生産性向上委員会
- (10) その他管理者が必要と認める会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

### 第3章 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 の内容及び利用料その他の費用の額

(サービスの概要及び利用料)

第8条 指定地域密着型介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入居者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。

2 施設は前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入居者から受ける事ができる。

(1) 食事の提供に要する費用 1,600円/日

(2) 居住に要する費用 2,710円/日

(入院又は外泊中についても居住費を徴収することができるものとする)。

(3) 立替金制度利用料 200円/月(利用回数に関係なく)

嗜好品や日常生活用品の買い物などに現金が必要な場合、希望により施設の立替金制度が利用可能。

(4) 特別な食事の提供に要する費用 実費

(5) 理美容代 実費

(カット1,500円、顔そり:600円、カット・顔そり:2,000円)/回)

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収する。

3 前項(1)及び(2)については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

4 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、入居者又はその家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付するものとする。

5 指定地域密着型介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定地域密着型介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付するものとする。

(施設サービスの内容)

第9条 施設で行う指定地域密着型介護福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 地域密着型施設サービス計画の作成

(2) 入浴

- (3) 排泄
- (4) 離床、着替え、静養等の日常生活上の世話
- (5) 機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 相談、援助
- (8) 栄養管理
- (9) 口腔衛生管理

(施設利用に当たっての留意事項)

第10条 施設利用に当たっては次の掲げる項目に留意するものとする。

- (1) 食事は栄養管理上、施設の提供する食事を摂取し、持ち込みは禁止します。
- (2) 施設内禁煙のため、喫煙は原則禁止とします。
- (3) 火気の取り扱いは、防火管理上、使用を禁止します。
- (4) ペットの持ち込みは、衛生管理上、禁止とします。
- (5) 備品及び備品の利用は、本来の使用方法に従って利用してください。
- (6) 所持品・備品等の持ち込みは、収納スペースに限りがあるため、記名の上、必要最小数として下さい。
- (7) 入居者の営利行為及び宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うことを禁止します。
- (8) 外出及び外泊される場合は、予定される前日までに所定用紙にて届け出て下さい。

#### 第4章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第11条 施設は、地域密着型施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、居住費等その他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について入居申込者の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第12条 施設は、正当な理由なく地域密着型施設サービスの提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第14条 施設は、地域密着型施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、地域密着型施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第15条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に

行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の 30 日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所)

- 第 16 条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、地域密着型施設サービスを提供する。
- 2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、地域密着型施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努める。
  - 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、居宅介護支援事業者に対する照会等により、入居申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅介護サービス等の利用状況等の把握に努める。
  - 4 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討する。
  - 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
  - 6 施設は、入居者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及び家族の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
  - 7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助のため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービス提供の記録)

- 第 17 条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を当該入居者の被保険者証に記載する。
- 2 施設は、地域密着型施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(保険給付のための証明書交付)

- 第 18 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない地域密着型施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した地域密着型施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

(地域密着型施設サービスの取扱方針)

- 第 19 条 施設は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。
- 2 サービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。

- 3 サービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 施設は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 施設の職員は、サービスの提供に当たって、入居者または家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 6 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。
- 7 前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ入居者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- 8 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 9 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回、開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図る。
- 10 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 11 介護職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- 12 高齢者虐待防止について、研修を通じ、介護職員等の人権意識の向上や知識、技能の向上に努め、いかなる高齢者虐待も行わない。
- 13 施設では、養介護施設従事者等による高齢者虐待が発生しないように適切な措置を講ずるものとし、次に掲げる行為が行われた場合には遅滞なく市町村に通報するものとする。尚、施設は、当該虐待行為を通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。

(1) 身体的虐待

入居者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れがある暴行が加えられたと思われる時。

(2) 心理的虐待

入居者に対する暴言等著しい心理的外傷を与える言動が行われたと思われる時。

(3) 性的虐待

入居者にわいせつな行為を行った場合、又は行わせようとしたと思われる時。

(4) 介護、世話の放棄

入居者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置等入居者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ったと思われる時。

(5) 経済的虐待

入居者の財産を不当に処分することや不当に利益を得たと思われる時。

- 14 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第20条 管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当

たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努める。

- 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、地域密着型施設サービスの目標及びその達成時期、地域密着型施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案について、担当者から、専門的な見地から意見を求める。
- 7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得る。
- 8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入居者に交付する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行う。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
  - (1) 定期的に入居者に面接する。
  - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録する。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
  - (1) 入居者が要介護更新認定を受けた場合。
  - (2) 入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。
- 12 必要に応じて第2項から第8項の規定を準用して地域密着型施設サービス計画の変更を行う。

(介護)

第21条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行

- う。
- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
  - 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行う。
  - 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う。
  - 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
  - 6 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
  - 7 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
  - 8 施設は、入居者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。
  - 9 施設は、褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(食事)

- 第 22 条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
  - 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立した食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
  - 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

- 第 23 条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第 24 条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
  - 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
  - 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

- 第 25 条 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 26 条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 施設の医師は、その行った健康管理に対し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者については、この限りではない。
- 3 施設は、入院及び治療を必要とする入居者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第 27 条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね 3 か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入居できるようにする。

(入居者に関する保険者への通知)

第 28 条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに地域密着型施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第 29 条 施設の管理者は、当該施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 施設の管理者は、職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第 30 条 計画担当介護支援専門員は、第 20 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入居申込者の入居に際し、その者にかかる居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅介護サービスの利用状況等を把握する。
- (2) 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、職員の間で協議する。
- (3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行う。
- (4) 入居者の退居に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携する。
- (5) 第 19 条第 7 項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (6) 第 40 条第 2 項に規定する苦情の内容等を記録する。

(7) 第34条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置を記録する。

(勤務体制の確保等)

第31条 施設は、入居者に対し、適切な地域密着型施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たって、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から次の各号に定める職員配置を行う。

(1) 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置する。

3 施設は、当該施設の職員によって地域密着型施設サービスを提供する。ただし、入居者に対する地域密着型施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

4 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第32条 施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

## 第5章緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第33条 施設は、サービス提供を行っているときに、入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。

2 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第34条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法が記載された事故発生防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事故報告書により報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行う。

2 施設は、入居者に対する地域密着型施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置を事故報告書に記録する。

- 4 施設は、入居者に対する地域密着型施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。
- 5 安全対策担当者を定める。安全対策担当者は施設長とする。

## 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第35条 施設は、非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年2回以上行う。
- 2 施設は、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。
  - 3 施設は、防災・避難訓練に地域住民の参加を促すよう努力する。

## 第7章 その他運営に関する事項

(衛生管理等)

- 第36条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。
- 2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね1ヵ月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
    - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
    - (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
    - (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(重要事項の掲示)

- 第37条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、苦情処理体制の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又はファイルにより閲覧できるようにする。

(個人情報の保護)

- 第38条 施設は、入居者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 施設が得た入居者又は家族の個人情報については、施設での指定地域密着型介護福祉施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 39 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第 40 条 施設は、その提供した地域密着型施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 施設は、提供した地域密着型施設サービスに関し、市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 施設は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 5 施設は、提供した地域密着型施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 施設は、国民健康保険団体連合会の求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(地域との連携)

第 41 条 施設は、運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

- 2 施設は、提供した地域密着型施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。
- 3 施設は、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、2ヶ月に1回運営推進会議を開催する。
- 4 施設は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 42 条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
  - (5) 前4号における担当者は管理者とする。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(協力医療機関等)

第 43 条 施設は、入居者の病状の急変に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を

満たす協力医療機関を定めるものとする。

- (1) 入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
  - (3) 入居者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関、その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
  - 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
  - 4 施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
  - 5 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第44条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

- 第45条 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための生産性向上委員会を定期的開催する。

## 第8章 会計の区分及び記録の整備

（会計の区分）

- 第46条 施設は、地域密着型施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

（記録の整備）

- 第47条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、入居者に対する地域密着型施設サービスの提供に関する豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(平成 25 年豊中市規則第 11 号。以下「条例」という。)で定める記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 地域密着型施設サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様及びその時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 入居者に関する保険者への通知に関する記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する留意事項)

第 48 条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

- 2 従業者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、適切な指定地域密着型介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、指定地域密着型介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、その完結の日から最低 5 年間は保存するものとする。

(法令との関係)

第 49 条 この規程に定めのない事項については、介護保険法並びに関係法令に定めるところによる。

## 附 則

- この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 29 年 7 月 20 日から施行する。
- この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

この規程は、令和7年7月1日から施行する。